

平成30年度県立病院医事業務強化事業 企画提案公募要領

1 委託業務の目的及び内容

平成30年度県立病院医事業務強化事業 委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照のこと

2 業務期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 沖縄県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
(4) 過去3カ年に、一般病床200床以上の病院において医事業務を履行した実績が2件以上ある者であること。

4 応募方法

- (1) 本要領等のホームページへの掲載期間

平成30年3月9日(金)から平成30年3月20日(火)まで

- (2) 応募に係る質問

仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書〔様式1〕を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 平成30年3月14日(水)12時

イ 電子メールアドレス aa035505@pref.okinawa.lg.jp

- (3) 質問に対する回答は、県立病院課ホームページへ掲載する。

回答日時 平成30年3月15日(木)13時以降

- (4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 平成30年3月20日(火)12時

イ 提出場所 沖縄県病院事業局県立病院課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁4階

5 提出書類（応募申請書は1部、その他は各8部）

（1）企画提案応募申請書〔様式2〕

（2）企画提案書〔任意様式、A4版縦横自由、長辺綴じ〕

ア 提案概要

イ 実施体制（主として本業務に従事する担当者の経歴及び本業務に従事する割合を記述すること）

ウ 事業内容の取り組み（診療報酬請求の適正化、診療報酬改定・各種検査の支援、医事業務の強化など）

エ 実施計画（県立6病院訪問スケジュール等）

（3）会社概要書〔様式3〕

※ 添付書類として、定款、国・県の納税証明書、収支決算書（直近1年間）を各1部添付すること。

（4）事業実績書〔様式4〕

（5）積算書〔任意様式、仕様書を参照〕

6 企画提案書の審査・選定

企画提案の審査を行い、契約の相手先となる候補者を選定するため、企画提案選定委員会を設置する。

（1）予定日：平成30年3月26日（月）

（2）審査方法：応募者によるプレゼンテーション

※ただし、応募者多数の場合は、書面による一次審査を行い、選定委員会への参加者を限定するものとする

（3）審査結果の通知：平成30年4月2日（月）

（4）委託契約の締結：平成30年4月上旬

7 その他

（1）本公募は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものであることから、県議会において当初予算案が否決された場合は契約を締結しないことがある。

（2）企画提案に要する経費などについては、応募者の負担とする。

（3）書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（4）企画提案書など提出された書類は返却しない。

（5）選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。

（6）公募要領に適合しない応募は無効とする。

（7）契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれ

れかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

※沖縄県財務規則

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

8 お問い合わせ先

沖縄県 病院事業局 県立病院課 経営支援担当：東浜（ありはま）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁4階

TEL：098-866-2832／FAX：098-866-2837

E-mail：aa035505@pref.okinawa.lg.jp